

## 喀痰吸引等研修実施体制強化事業費補助金実施要領

### 第1 趣旨

この要領は、神奈川県地域医療介護総合確保基金(介護分)事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第14条の規定に基づき、喀痰吸引等研修実施体制強化事業(以下「本事業」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 目的

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年5月26日法律第30号)(以下「法」という。)附則第4条第2項に定める登録研修機関(地方公共団体を除く。)(以下「登録研修機関」という。)に対し、法附則同条同項に定める喀痰吸引等研修(以下「喀痰吸引等研修」という。)の実施に必要な初度経費等について助成することにより、喀痰吸引等の医療的ケアを実施することのできる介護職員を養成し、もって喀痰吸引等が必要な者に対するサービスの質の向上を図る。

### 第3 事業実施主体

本事業の実施主体は、登録研修機関とする。

### 第4 補助事業の内容

#### 1 補助対象事業

新たに登録研修機関を開設して喀痰吸引等研修を実施する事業及び既存の登録研修機関が受講者を増加して喀痰吸引等研修を実施する事業とする。

#### 2 補助対象事業者

登録研修機関(地方公共団体を除く。)とする。

ただし、新たに登録研修機関を開設して喀痰吸引等研修を実施する者においては、登録研修機関の登録の前に交付申請書を提出することができる。

#### 3 補助条件

- (1) 新たに登録研修機関を開設して喀痰吸引等研修を実施する事業においては、補助対象年度が本要領の施行年度の場合は施行日以降に、補助対象年度が本要領の施行年度の翌年度以降の場合は、当該補助対象年度の4月1日以降に、法附則第8条により知事の登録を受けた登録研修機関が、補助対象年度の末日までに少なくとも1回は、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(以下「省令」という。)別表第1第1号の基本研修、別表第2第2号の基本研修又は別表第3第1号の基本研修(以下「基本研修」という。)を終了することを条件とする。
- (2) 既存の登録研修機関が受講者を増加して喀痰吸引等研修を実施する事業においては、補助対象年度の前年度の基本研修受講人数実績に対し、補助対象年度の基本研修受講人数実績が5人以上増えることを条件とする。

なお、基本研修受講人数実績は、各年度において開始した基本研修の修了者の数とする。ただし、補助対象年度において、年度内に終了しなかった基本研修の修了者数は、補助対象年度の基本研修受講人数実績に含めることはできないものとする。

また、登録研修機関が、省令附則第4条に定める第1号又は第2号研修（以下「第1号・第2号研修」という。）及び第3号研修の両方を実施する場合は、基本研修受講人数実績は、第1号・第2号研修及び第3号研修それぞれ別に算定するものとする。

#### 4 補助対象経費

補助対象経費は、喀痰吸引等研修の事業の開始又は拡充のために要する研修の準備から基本研修の実施に係る次の経費で、事業完了日までに、物品の引渡及び対価の支払いが完了しているものを対象とする。人件費については、交付決定日から事業完了日までの勤務等にかかるもので、交付要綱第10条に定める実績報告までに支払いが完了しているものを対象とする。ただし、必要な経費として適当と認められない費用を除く。

なお、交付決定前に着手（入札手続き、契約、購入）している経費は補助対象経費に含めることはできない。

- ・備品、機材購入費
- ・職員人件費
- ・講師謝礼
- ・会場使用料
- ・受講者募集に係る費用
- ・その他研修の開始又は拡充のために要する費用

#### 第5 補助金の交付

この補助金の額は、交付要綱第3条より算出された額を県の予算の範囲内で交付するものとする。

#### 第6 中間報告

補助対象事業者は、交付決定後、各回の基本研修終了日から10日以内に基本研修受講人数の報告を、中間報告書（喀痰別紙3）により行うものとする。

#### 第7 提出書類

1 本補助金の交付申請にあたっては、交付要綱第4条に定めるもののほか、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 補助対象経費積算見込内訳書（喀痰別紙1）
- (2) 受講人数（新規／拡充）計画書（喀痰別紙2）

2 本補助金の実績報告にあたっては、交付要綱第10条に定めるもののほか、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 補助対象経費内訳書（喀痰別紙4）

(2) 受講人数実績報告書（喀痰別紙5）

附 則

この要領は、平成28年7月27日から施行する。